

令和6年3月 土木工事共通仕様書(案) の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調査室 事故分析係長 ちょう やすろう 長 靖朗

1. はじめに

土木工事共通仕様書(案)は、国土交通省の地方整備局等が発注する工事において、工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定めることにより、契約の適正な履行の確保を図るために策定しています。

また、土木工事共通仕様書(案)は、各建設作業の順序、使用材料の品質、仕上げの程度、施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容のうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込んだものです。なお、出来形管理基準や品質管理基準、写真管理基準の施工管理基準についても、併せて改定しています。

令和6年3月版 土木工事共通仕様書(案)の主な改定内容を以下に紹介します。

2. 令和6年3月版の主な改定内容

(1) 週休2日の「質の向上」の拡大

他産業と遜色のない休日の確保に向けて、休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努める旨、現行記載を一部

改定しました。

(2) ワンデーレスポンスの実施

監督職員及び受注者は、工事現場において発生する諸問題に迅速に対応するため、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応(回答)する取り組みであるワンデーレスポンスに努めることを新たに規定しました。

(3) 除雪作業日報等の提出期限の緩和

除雪作業終了後、翌日までに除雪作業日報及び運転記録紙等を提出することになっていたものを、除雪作業終了後、速やかに提出する旨、現行記載を一部改定しました。

(4) 法令等の改正による主な改定

資源有効利用促進法令の省令改正(令和5年5月26日施行)により、元請業者による当該工事の建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の事前確認、及び建設発生土の搬出先に受領書の交付を求めること等を新たに規定しました。

また、新技術情報提供システム(NETIS)について、オンラインで活用効果調査票を入力・登録すること等に関し、現行記載を一部改定しました。

主な改定内容を表-1に示します。

表－1 主な改定内容

現行条文（令和5年3月版）						改定条文（令和6年3月版）		
編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	改定条文案
						(記載なし)	1-1-1-4 ワンデー レスポンス	ワンデーレスポンス 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応（回答）し、工事現場において発生する諸問題を迅速に対応する取組み。
1	1	1	26		週休二日の 対応	受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	週休二日の 対応	受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。
10	15	3	1	7	7. 報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	7. 報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。

(5) 施策を推進する上で必要な諸基準類の改定等

近年、ICTを活用した技術が進んできており、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」の改定のほか、土木工事共通仕様書で引用している各種技術基準類のうち、前回の改定から今回の改定に至るまでの間に改定されているもの等に関して、改定年月の修正や共通仕様書における規定との整合を確認し、必要な改定を行いました。

その他、現場の実態や書類の簡素化等の観点を踏まえ、土木工事共通仕様書（案）の記載内容について改定を行いました。

3. おわりに

令和6年3月に改定した土木工事共通仕様書（案）は、国土交通省ホームページに掲載していますのでご覧ください（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html）。

今後も、各種基準類の改定や技術動向、社会的動向や現場における実態等を踏まえて、適切な土木工事共通仕様書の改定を実施することとしています。